

平成26年度 第1回 埼玉中部広域清掃協議会会議録

平成26年7月22日 開催

埼玉中部広域清掃協議会

平成26年度第1回埼玉中部広域清掃協議会 会議録

○議題

「平成26年度第1回埼玉中部広域清掃協議会次第」のとおり

○開催日時

平成26年7月22日（火）

開会 午後1時57分

閉会 午後3時15分

○出席者（10名）

東松山市	森田光一	（東松山市長）
桶川市	小野克典	（桶川市長）
滑川町	吉田昇	（滑川町長）
嵐山町	岩澤勝	（嵐山町長）
小川町	松本恒夫	（小川町長）
吉見町	新井保美	（吉見町長）
ときがわ町	関口定男	（ときがわ町長）
東秩父村	足立理助	（東秩父村長）
参 与	鈴木健史	（川越比企地域振興センター東松山事務所長）
参 与	新村三枝子	（東松山環境管理事務所長）

○欠席者（なし）

○職務のため出席した事務局職員

根岸正己 山下雅之 須澤理 梅澤敏志

○議事の記録方法

全文記録

## 平成26年度第1回埼玉中部広域清掃協議会次第

日 時 平成26年7月22日(火)

午後2時00分から

場 所 吉見町役場3階中集会室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ
- 4 議 題

### 【協議事項】

協議第1号 平成25年度歳入歳出決算の認定について

協議第2号 埼玉中部広域清掃協議会等のスケジュール(案)について

### 【報告事項】

報告第1号 個別訪問結果について

報告第2号 幹事会における組合格約の検討状況について

報告第3号 平成26年度契約状況について

- 5 その他

次回協議会開催日

第2回協議会 10月22日(水)午後2時00分から 吉見町役場3階大集会室

- 6 閉 会

## 1 開 会

○司会 皆さん、こんにちは。本日は、第1回埼玉中部広域清掃協議会をご案内いたしましたところ、皆様にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

時間前ではございますが、お集まりいただいておりますので、始めさせていただきますのでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○司会 ありがとうございます。

初めに、資料の確認からさせていただきたいと思います。本日の資料は全部で3つございます。1つが「平成26年度第1回埼玉中部広域清掃協議会次第」と書かれているホッチキスどめのものでございます。こちらのほうが全部で19ページになっております。続きまして、右肩に「報告第1号別紙」と書かれております新ごみ処理施設等の建設予定地に関する個別訪問結果報告書というものでございます。そして、最後は通知文書になりますが、申出書の送付についてということで、こちらのほう通知をさせていただいております。全部で3つでございますが、おそろいでございますでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○司会 ありがとうございます。

それでは、始めさせていただきたいと思います。

1の開会でございますが、傍聴の件につきまして、新井会長からよろしく願いいたします。

○新井会長 それでは、まず会議に先立ちまして、傍聴の件なのですけれども、本日協議会の傍聴を希望されている方がおいでになります。当協議会は、埼玉中部広域清掃協議会会議運営規程に基づきまして、原則公開となっております。私といたしましては、本日は非公開にすべき案件はないと考えておりますけれども、委員の皆様方がいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井会長 それでは、ご異議ございませんので、本日の協議会は全て公開で進めさせていただきます。

また、耳の不自由な方がおいでになりますので、録音の申請がありました。これを許可したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○新井会長 それでは、傍聴者を入場させてください。

〔傍聴者入場〕

○新井会長 それでは、傍聴の方に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局からお配りいたしました傍聴券のお願い事項をよくお読みになって、これを遵守していただきます。また、傍聴の規定に反する行為をされた場合には、退場をお願いいたします。

それでは、平成26年度第1回埼玉中部広域清掃協議会を開会します。

○司会 ありがとうございます。

## 2 委嘱状交付

○司会 それでは、2、委嘱状の交付でございます。

昨年度まで参与としてお世話になりました小堀所長様にかわりまして、鈴木健史様が川越比企地域振興センター所長になられておりますので、ここで委嘱状の交付をさせていただきたいと存じます。

所長さんには、恐縮ですが前のほうへお願いいたします。

〔委嘱状交付〕

○司会 ありがとうございます。

## 3 あいさつ

○司会 それでは、3、あいさつでございます。

初めに、当協議会会長、新井会長よりご挨拶をお願いいたします。

○新井会長 本日は、平成26年度の第1回埼玉中部広域清掃協議会のお願いをいたしたところでございますが、ご多用の中、また暑い中をご出席いただきましてまことにありがとうございます。

今回の協議会から新しく就任されました小川町の松本恒夫町長さん、そして川越比企地域振興センター東松山事務所の鈴木健史所長さんに出席をいただいております。松本町長さんには、笠原町長さんに引き続いて監事もお願いをいたしたいと存じます。お二方には、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

さて、去る3月26日の協議会では、ごみ処理基本計画、施設整備構想、建設予定地を決定することができました。これらは、新しいごみ処理施設等の整備事業を進める上で極めて重要な事項でございます。提言をまとめていただきました建設検討委員会の皆様、東第二地区等のご意見、ご要望、課題などを取りまとめていただきました地元連絡会議の皆様を初めとする関係の方々に、改めて深く感謝申し上げます。

また、詳しくは議事の中で報告をさせていただきますが、東第二地区等の住民の皆様にも、こうした情報を正確にきめ細かく丁寧にお伝えするために、個別訪問を実施いたしました。一部の方からは反対のご意見もいただきました。地区の全面的な賛成を得られているという状況にはございませんが、大方の皆様のご理解は得られている状況であると受けとめております。本年度は、一部事務組合の設立に向けた組合規約を初めとする例規整備、事業実施に向けた地元の方々との話し合い、循環型社会形成推進交付金の申請に必要な地域計画の策定など、引き続き重要な事務が数多くございますが、関係する皆様方のご協力をいただいて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

本日も委員の皆様のご慎重なご審議をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○司会 続きまして、6月に小川町長に就任されました松本町長に、ここでご挨拶を頂戴したいと存じます。よろしくお願いいたします。

○松本委員 改めまして、皆様こんにちは。日ごろ大変お世話になっております。6月13日より、前笠原町長の後にということで就任させていただきました小川町長の松本恒夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今、新井会長さんのほうから、こういった趣旨を挨拶の中でいただきましたけれども、こういった問題をひとしく皆さんの意見を聞いて、よりよい方向でお願いできればなど、そんなふうを考えております。我々はその構成員の一町として、できる限りのことはさせていただきたいと思っております。

簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

続きまして、参与にご就任いただきました鈴木所長様より、ご挨拶をお願いします。

○鈴木委員 ことしの4月から、参与ということでご委嘱をいただきました。ひとつよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

#### 4 議 題

○司会 それでは、次第の4、議題に移らせていただきたいと思います。

議事の進行につきましては、会長にお願いいたします。

○新井議長 それでは、規定によりまして、しばらくの間議事を進行させていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。着座のまま進めさせていただきます。

それでは、まず協議事項についてご協議をいただきたいと思います。

協議第1号 平成25年度歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

事務局で説明をお願いします。

○事務局 事務局の梅澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

大変恐縮ですが、着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○事務局 ありがとうございます。

次第の1ページをお開きください。協議第1号 平成25年度歳入歳出決算の認定について、埼玉中部広域清掃協議会財務規定第10条第1項の規定により、平成25年度埼玉中部広域清掃協議会歳入歳出決算を、監査報告書をつけて協議会の認定に付します。

2ページ目をお願いいたします。平成25年度埼玉中部広域清掃協議会歳入歳出決算書でございます。2ページ目が総括表になっております。1枚めくっていただきまして、3ページ、4ページが歳入になっております。もう1枚めくっていただきまして、5ページ、6ページが歳出になっております。

そして、最後、7ページでございますが、監査報告書をつけさせていただいております。

それでは、恐縮ですが、2ページをお願いいたします。1、総括でございます。款、当初予算額、補正予算額、予算現額、収入済額、予算現額と収入済額の比較の順で読み上げさせていただきたいと存じます。なお、単位は円でございます。

1、分担金及び負担金、556万1,000円、462万、1,018万1,000円、1,018万1,000円、ゼロ。

2、諸収入、1,000、ゼロ、1,000、3,206、2,206。

歳入合計、556万2,000、462万、1,018万2,000、1,018万4,206、2,206。

歳出でございます。款、当初予算額、補正予算額、予算現額、支出済額、予算現額と支出済額との比較の順で読み上げさせていただきたいと存じます。

1、協議会費、256万1,000円、ゼロ、256万1,000円、231万8,139円、24万2,861。

2、事業費、300万、462万、762万、420万、342万。

3、予備費、1,000、ゼロ、1,000、ゼロ、1,000。

歳出合計、556万2,000、462万、1,018万2,000、651万8,139、366万3,861。

収入済額1,018万4,206、支出済額651万8,139、収支残額366万6,067円、こちらにつきましては、平成26年度に繰り越しをさせていただきたいと存じます。

3ページ、4ページをお願いいたします。歳入でございます。当初予算額、補正予算額、予算現額、収入済額、予算現額と収入済額との比較の順で読み上げさせていただきます。なお、単位は円でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、構成市町村負担金、556万1,000、462万、1,018万1,000、1,018万1,000、ゼロ。こちらは構成市町村からの負担金でございます。予算どおり負担金を頂戴してございます。

続きまして、2款でございます。2款諸収入、1項預金利子、預金利子、1,000、ゼロ、1,000、1,086、86。こちらは預金利子でございます。

続きまして、2款諸収入、2項諸収入、諸収入でございます。ゼロ、ゼロ、ゼロ、2,120、2,120でございます。こちらは年度途中で科目設定をさせていただきました。内容につきましては、情報公開請求による写しの作成費の負担分、それと情報提供文書のコピー代の収入でございます。合計で2,120円の収入がございました。

歳入合計につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。

恐れ入ります。5ページ、6ページをお願いいたします。歳出でございます。初めに、予算流用させていただいておりますので、そちらのご説明をさせていただきたいと存じます。1款協議会費、1項協議会運営費、会議運営費の報酬でございます。こちらが9万円の流用増をさせていただいております。こちらにつきましては、同じく1款協議会費の2項事務費、事務局運営費の役務費から9万円の流用を行っております。

内容につきましては、建設検討委員会の委員報酬につきまして、予算流用をさせていただいております。建設検討委員会は合計で3回開催させていただいております。

続きまして、2、事業費、1、基本計画策定費、例規整備支援業務費でございます。こちらが50万円の流用増をさせていただいております。流用元につきましては、同じく2、事業費、1、基本計画策定費、一般廃棄物処理基本計画策定費、こちらのほうから50万円の流用をさせていただいております。一部事務組合の例規が100本ぐらい策定する必要がございます、その関係の業務委託をさせていただいております。

それでは、歳出の全体のほうを見てまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。当初予算額、補正予算額、予備費支出及び流用増減、予算現額、支出済額、予算現額と支出済額との比較、備考の順で読み上げさせていただきたいと存じます。

1款協議会費、1項協議会運営費、会議運営費でございます。7万、ゼロ、9万、16万、15万6,300、3,700です。主な内容につきましては、建設検討委員会の委員報酬でございます。

続きまして、2項事務費、事務局運営費でございます。249万1,000、ゼロ、マイナス9万、240万1,000、216万1,839、23万9,161でございます。主な内容としますと、使用料及び賃借料の124万9,547円が主な支出額になりまして、こちらにつきましては複合機、自動車のリース、そして事務所の借上料です。また、需用費につきましては42万5,135円の支出をしております、うち24万5,982円がいわゆるコピーのパフォーマンス料金となっております、これが主な費用となっております。

では、事業費のほうに参らせていただきます。2、事業費、1、基本計画策定費につきましては、300万、462万、762万、420万、342万でございます。内容につきましては、一般廃棄物基本計画策定費、こちらのほうの支出額が99万7,500円、施設整備基本構想策定費、こちらが283万5,000円、例規整備支援業務費が36万7,500円となっております。一般廃棄物処理基本計画策定費につきましては、非常に安価で契約ができて、こちらの不用額が312万2,500円になっておりまして、これが不用額全体の85%を占めているということになっております。

3の予備費でございます。3、予備費、1、予備費、予備費、1,000、ゼロ、ゼロ、1,000、ゼロ、1,000、予備費の支出はございません。

恐縮ですが、1枚めくっていただきまして、監査報告書をお願いいたします。こちらにつきましては、嵐山町の岩澤町長、それと小川町の笠原町長に監査をしていただいております。今、松本町長お見えでございますが、笠原町長の在任期間中に監査をしていただきましたので、このような形になっておりますので、ご承知のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

決算の報告につきましては、以上でございます。

○新井議長 ご苦労さまでした。

それでは、監査をいただいておりますので、岩澤町長さん、報告をお願いします。

○岩澤委員 それでは、監査報告を申し上げます。



朗読により報告とさせていただきます。

監査報告書。平成25年度埼玉中部広域清掃協議会の決算監査に当たり、当該会計の関係帳簿、預金通帳及び関係証券書類等を監査した結果、適正であることを認めます。

平成26年6月11日、埼玉中部広域清掃協議会、監事、小川町長笠原喜平、監事、嵐山町長岩澤勝。  
以上でございます。

○新井議長 ありがとうございます。

それでは、今の報告につきましてご質疑等ございましたら、どうぞお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井議長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○新井議長 それでは、この歳入歳出決算につきましては、ご認定いただくということで決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井議長 ありがとうございます。

それでは、続いて協議第2号 埼玉中部広域清掃協議会等のスケジュール（案）についてを議題といたします。

事務局で説明をお願いします。

○事務局 それでは、協議第2号につきましては、事務局の根岸のほうから説明をさせていただきます。恐れ入ります。座らせていただいて説明させていただきます。

お手元の資料8ページになります。協議第2号 埼玉中部広域清掃協議会等のスケジュール（案）について、別紙のとおり協議願いますという内容でございます。

恐れ入ります。1ページめくっていただきまして、A3のカラーになっておりますが、スケジュール案をごらんいただきたいと思います。この9ページにつきましては、スケジュールを表にまとめたものでございます。また、ごらんいただきますと、既に実施いたしました個別訪問、これは後ほど報告させていただきますが、それから3回ほど開催しております各市町村の担当によります幹事会、これらにつきましても、こちらの記載のほうをさせていただきます。

表をごらんいただきますと、まず区分の下に協議会開催予定日とございますが、それぞれの構成市町村の担当課に委員の皆様方のスケジュールの確認をお願いいたしまして、4回の協議会を計画させていただいてございます。7月22日、本日第1回目の協議会になります。続きまして、10月22日の2回目、12月25日が3回目、そして年度末になりますが、3月26日が4回目の協議会ということで予定をさせていただきます。

それでは、今年度こういった内容の協議をお願いするかということですが、区分のところをごらんいただきますと色分けしてございますが、協議会で協議をしていただきます大きな柱として、4本ほ

ど立ててございます。水色の部分になりますが、一部事務組合の設立に向けた準備、この中には組合の組織体制を協議していただくこと、それから先ほどもお話を決算の中でさせていただきましたが、昨年度から準備を進めております例規整備、都合100本を超える例規を整備する必要があると、こういった内容が一部事務組合の設立に向けた準備ということになります。詳しくはその右側に、区分のところ載せてございますので、後ほどごらんいただければと存じます。

柱の2つ目になります。ピンク色の部分になりますが、地元の方々との合意形成ということになります。合意をいただく前には、当然地元の住民の皆様に対する説明、さらにそれを受けての合意形成ということをご予定してございます。

3つ目の柱が黄色い部分になりますが、地域計画の策定でございます。この地域計画なのですが、平成16年度の三位一体改革がございましたが、それまでは補助金の制度がございまして、こういったごみ処理場の建設について補助金という形で交付されておりました。それが先ほど申し上げました16年度の三位一体の改革によりまして、翌平成17年度からこうした制度が創設されてございます。循環型社会形成推進交付金という制度になってございます。これを受けるために必要となる計画が、この地域計画ということになってございます。

協議会の取り組む事業の4番目が、その下になります。その他ということにさせていただきましたが、新年度に向けた事業のスケジュール、これは中長期的なスケジュールも含んでスケジュールを固めていきたいと考えてございます。それから、講演会、視察、当然新たな新年度の予算案の作成と、こういった事業を進めさせていただきたいと考えております。

それでは、具体的に協議会のときにどんな内容を協議していただくかということについて、少し説明をさせていただきたいと思っております。本日、7月22日ですが、次第にございますように組合格約案の進捗状況ですとか、個別訪問の結果の報告あるいは事業スケジュール、これらについて検討いただくことになってございます。

10月のところをごらんいただきますと、下旬、10月22日が第2回目の協議会ということになっております。一部事務組合の設立に向けた組合の組織体制の整備あるいは例規整備、これらをまとめたものを組合格約案という形でまとめていただくことになります。その組合の規約案は、構成する8市町村の議会で議決をいただいた後、法定協議を行いまして、協議書という形で整えてまいりたいというふうに予定しております。その協議書を添えて、県のほうに組合の設立の申請を行うと、こういった手順をご予定してございます。

10月22日につきましては、その後地域計画のまとめ、それから必要に応じて、現在行っておりますが、昨年度策定いたしましたごみ処理基本計画、それから施設整備構想、これのパブリックコメントを実施してございます。その状況を見て、必要に応じて協議会のほうで、その計画に反映をしていくということも予定してございます。さらに、その他のところになりますが、新年度の予算の協議も行っていただければと考えております。

12月になります。年末のお忙しい時期なのですが、25日の協議会、3回目の協議会では、先ほども申しあげました100を超える例規の原案、そうしたものにつきまして協議をしていただければと考えております。先ほど申しあげましたように、組合の規約案につきましては、議決を受けた後、この12月25日の席でできれば協議書のほうを整えていきたいと予定してございます。

ピンク色の部分では、合意形成につきまして、地元の皆さんとの合意形成に向けた方法あるいは時期、そういったものについて協議をしていただく予定でございます。

地域計画につきましては、県との協議を進めてまいります、できればこのころをめどに県との協議を整えたいと予定しております。

一番右になります。3月26日、本当に年度末の時期なのですが、本年度最後の4回目の協議会を予定してございます。ここにございますように例規案、新しく組合ができたときに、その組合のほうで決めていただきますが、その案をまとめた形で提出をしていきたいと予定しております。

それから、個別訪問、本年度1回目の個別訪問は後ほど報告させていただきますが、4月に行いましたが、できれば来年3月にも、新年度に向けた内容説明も含めて、個別に訪問してお話をさせていただければと思っております。そういった状況を報告する予定でございます。

それから、黄色い部分になりますが、地域計画のところにあります、できればその地域計画を整えた上で、交付金の内示を受けていきたい。その内示の状況を報告できればというふうに考えております。

そして、その他のところでは新年度のスケジュール、これも報告をさせていただいて、協議の方をいただければと考えております。

いずれにいたしましても、構成市町村、8市町村の皆様方にお諮りした上で、事務のほうを進めていく必要がございますので、お忙しいこととは存じますが、ぜひご協力をいただきながら、このスケジュールがこなせますようお願い申し上げたいと思います。

スケジュールの案の説明につきましては以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○新井議長 ご苦労さまでした。

さまざまな仕事、膨大な仕事というふうにもいいと思いますけれども、一部事務組合の設立の準備、それから合意形成、地域計画の策定、その他ということで分けて、協議会を中心に説明を申しあげました。

今の内容につきましてご質疑等ございましたら、どうぞお願いいたします。

例規整理のところ、一番最後の例規案のところ、翌年度組合議会に上程というふうになっていますよね。

○事務局 はい。

○新井議長 翌年度の組合議会最終決定をしてもらうということですね。

○事務局 はい。

○新井議長 これは、どの辺の時期を考えていますか。

○事務局 今のところなのですけれども……

○新井議長 翌年度だから、今はまだ明らかにしなくてもいいのだけれども。

○事務局 後ほどでも説明しますが、案としては4月1日と5月1日と7月1日という案が出ております。ですが、4月は県議会選挙、それから東松山市議会選挙、吉見町の議会選挙、滑川町の選挙があります。そのあたりを考えますと、5月以降になるのではないかということで、今、鋭意幹事会で協議をしている途中でございます。よろしくお願ひします。

○新井議長 統一選挙があるからね。

○事務局 はい。

○新井議長 その辺も考慮しながらということになろうかと思ひます。

○事務局 1点だけ補足させていただいてよろしいですか。

○新井議長 はい、どうぞ。

○事務局 先ほど説明すればよかったですのですが、9ページ、ごらんいただひている資料の一番下のその他の段のところに、8月の下旬に「建」ということで建設検討委員会という意味なのですが、そこに吹き出しで8月20日水曜日、建設検討委員会、調整会議、幹事会とありますが、できれば8月20日の水曜日に、施設整備に関係している関係者の勉強会を兼ねた講演会を予定してござひます。できればこのとき、地元であります吉見町の議員さんのほうにも、ご案内をしたいというふうにご覧してござひます。

なお、住民の皆さんに向けた、住民の皆さんの暮らしとごみ処理施設、そういった内容の講演会につきましては、ここの予定表にござひますように、地元住民説明を進める中で、9月中下旬に予定してござひます。まずは、事務を進める担当が、8月20日の水曜日に講演会という形で勉強会を開きたいと考えてござひます。本日ご了解いただければ、担当のほうには通知のほうを差し上げたいと思ひてござひます。

○新井議長 8月20日の勉強会、講演会については、そういう考えだということなのですが、いかがでしょうか。

〔「大いにやってもらって……」と言う人あり〕

○新井議長 協議会の皆様方にもご都合がつけば、参加をしていただければありがたいということですよ。

○事務局 はい。8月20日午前10時からを予定してござひます。また、改めてご案内を差し上げたいと思ひます。

○新井議長 このスケジュール案につきましてはよろしいでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○新井議長 それでは、この案のとおりに決定し、この案のとおりにできるだけ動かしていくように、

よろしく事務局にはお願いしたいと思います。

○事務局 はい、わかりました。

○新井議長 それでは、続きまして報告事項に移らせていただきます。

報告第1号 個別訪問結果について、事務局から報告をお願いします。

○事務局 では、引き続き根岸のほうから説明をさせていただきたいと思います。

資料につきましては別とじになりますが、こういった報告第1号別紙ということで、お手元に配らせていただいています。そちらをごらんいただければと思います。それでは、座らせていただいて説明させていただきます。

報告第1号になります。新ごみ処理施設等の建設予定地決定に関する個別訪問結果、これについて報告をいたします。

恐れ入ります。1ページめくっていただきます。まず最初に、1として個別訪問の目的ということでまとめさせていただきます。この目的につきましては、先ほど会長の挨拶の中でもございましたように、建設予定地周辺の住民の皆さん、それから地権者の皆さん、それから事業所、こういった方々により正確な情報をきめ細かく伝えるためということが1点。それから、建設予定地の決定までの経過等につきまして、中には説明会に参加されなかった方もいらっしゃいますので、その方々にも情報を提供したいという、この2つの目的を持って実施いたしました。

なお、1ページの下の段には、参考として昨年度、平成25年度に開催いたしました説明会、これを整理してございますので、後ほどごらんいただければと存じます。

次の2ページをごらんいただきます。この中段になりますが、訪問実施に当たっては、新しいごみ処理施設等の建設予定地、施設の概要、整備スケジュール、説明会で出された意見等に関する資料を作成し、可能な限り直接会って手渡すことといたしました。なお、この資料につきましては、この資料の最後のほうにつけてございますので、ごらんいただければと存じます。

2ページの中段になります。個別訪問の概要として、①から⑥までまとめました。訪問した区域は、吉見町東第二地区、それから川島町の芝沼地区と、何件か松永地区というのもございまして、この2つの地区を訪問させていただきました。その訪問の対象者ですが、そちらの東第二地区と川島町の芝沼地区等に住んでおられる全世帯を対象にいたしました。それから、建設予定地の全ての地権者、そして大規模な事業所ということで、具体的には旧吉見高校にございます埼玉県衛生研究所、それから同じ敷地の中にありますが、公益財団法人になります埼玉県健康づくり事業団、それから東第二小学校、この事業所につきましても対象として訪問させていただいております。

実施したのは4月21日の月曜日から4月30日の水曜日、土曜と日曜を除く実質7日間で全ての世帯を訪問させていただいております。実施方法は、ここにございますように吉見町の農政環境課の職員、それと私どもの協議会の事務局職員が班をつくりまして、3班で全ての対象者を訪問することといたしました。なお、地権者の方が25名いらっしゃいますが、この地権者、それから大規模な事業所

につきましては、吉見町の市川副町長と私根岸のほうで訪問をさせていただいております。

3ページをごらんいただきます。訪問に当たりましては、できるだけ直接会ってお話しして資料を手渡したいということから、在宅が見込まれます時間帯、主には昼食、昼の時間、それから夜間を中心に訪問をいたしております。

担当区域と担当者は⑤に記載してあります。ごらんいただければと思います。

⑥の配布資料、これは資料1のとおりということで、巻末に3枚ほど添付してございます。後ほどごらんいただきます。

4ページ目をごらんいただきます。訪問の結果でございます。3、訪問件数、まず上の表が東第二地区、それから芝沼地区等ということで、地権者を除く住民の方々の表になっております。地区名、飯島新田地区から始まりまして、全て合計いたしますと392の世帯、そのうち直接会って資料を渡してお話しすることができた面談件数、これが316世帯でした。率にいたしますと80.6%になります。

それから、その隣、文書投函件数とありますが、何度か伺ったものの、お留守だったために直接会うことができなかったということで、やむを得ずポストのほうに資料を投函させていただいたのが73世帯、率で18.6%です。

それから、一番右、受け取り拒否件数ということで、訪問してお話ししたのですけれども、資料については受け取りを拒否された方、この方が3名ほどいらっしゃいました。率にいたしますと0.8%ということになります。

下の段は地権者の状況でございます。地権者の方は全て吉見町内にお住まいの方で、地区名から申し上げますと、飯島新田、江和井、荒子上、大串宿、大串毘沙門という5つの地区に合計25名いらっしゃいます。地権者の方につきましては、全ての地権者の方にお会いしてお話をし、資料を渡すことができました。

5ページ目がまとめになります。4番、まとめということで、ここにつきましては少しお時間をいただいて、読ませていただきたいと思っております。

今回の個別訪問では、地権者を除く合計392世帯のうち、316世帯、80.6%と面談することができました。残り73世帯については、複数回訪問したものの留守だったことから、不在時連絡票を添えて資料を配布しました。

また、建設予定地に土地を所有する地権者は合計25名で、内訳は、飯島新田14名、江和井3名、荒子上5名、大串宿1名、大串毘沙門2名です。全ての地権者宅を訪問し、建設予定地決定の報告とともに、今後予定している説明会や話し合いへの参加を依頼しました。

さらに、吉見町立東第二小学校、埼玉県保健医療部の衛生研究所、公益財団法人埼玉県健康づくり事業団に対しても、事業の概要を伝えるとともに、事業推進への協力を依頼しました。

今回の個別訪問は、事業に対する意見聴取や賛否の確認を目的とするものではありませんでしたが、直接会った人たちからは、さまざまな感想や意見が出されました。その声は、大きく分けると次のよ

うな内容に関連するものでした。①、ごみ処理施設の必要性について、②、事業の推進について、③、周辺整備事業について、④、ごみ焼却施設の安全性について、⑤、建設予定地決定までの経過について、⑥、情報の提供について、⑦、中部環境センターの建設経過等について、⑧、その他ということになります。

今回の訪問結果並びに寄せられた意見等は、今後の事業推進に向けて活用するとともに、引き続きより多くの住民の皆様の声に耳を傾け、安心し、納得していただくための取り組みを進めていきますということでもとめをさせていただいております。

なお、これらの寄せられたご意見等につきましては、先ほどのスケジュールの中でも申し上げましたが、地元に入っての説明の中でより詳しくお答えできるように、準備のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上が報告第1号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○新井議長 それでは、地元にて丁寧に説明をするために、また地元の理解を深めるために、個別に訪問したことの報告でございます。

この報告について、何かご質疑がございましたらお願いします。ご遠慮なくどうぞ。

どうぞ。

○岩澤委員 今回のこの説明を、今お話をいただきましたように、直接会って話をし、資料を手渡したりということ、大変丁寧な対応をしていただきました。大変ありがたく思っております。そして、今後においても今のと同じような形で、できるだけ丁寧な形で地域の皆様方のご理解いただくような努力を、さらに努めていただけるようお願いしたいというふうに思います。

〔「同感です」と言う人あり〕

○新井議長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。では、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○新井議長 それでは、続いて報告第2号 幹事会における組合規約の検討状況について、報告をお願いします。

○事務局 事務局の須澤です。どうぞよろしくお願いたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

11ページをごらんください。報告第2号 幹事会における組合規約の検討状況について。幹事会における組合規約の検討状況について、別紙のとおり報告します。

12ページをごらんください。1、名称についてですが、まずこの部分については検討中です。ですが、名称のつけ方としましては、場所プラス業務名プラス組合が多いです。参考例としましては、小川地区衛生組合、鴻巣行田北本環境資源組合があります。

2、構成団体は、記載の8市町村になります。

3、共同処理する事務です。(1)、ごみ処理施設、粗大ごみ処理(破碎)施設の建設及び管理運営を行います。課題につきましては、健康増進施設などの周辺施設の建設、維持管理をどこが行うかです。現在、幹事会で協議しております。

4、事務所の位置は、吉見町内に置く。

5、議会の組織及び議員の選挙方法についてです。

(1)、定数、それから(2)、報酬については検討中です。

(3)、選出方法については、構成団体の議会がその議員の中から選挙します。

(4)、任期については、構成団体の議会の任期とします。

(5)、定例会の回数については検討中です。

13ページをごらんください。6、組織についてです。

まず、管理者についてなのですが、1、概要、事務は一部事務組合を代表し、実施する事業を管理する。身分については、特別職。

2、選任方法についてです。構成団体の長のうちから互選します。

3、任期についてです。当該構成団体の長の任期とします。

4の報酬については検討中です。

それから、副管理者についてです。

(1)、概要、事務は管理者を補佐し、管理者に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理します。身分は特別職とします。定数は7人です。

(2)、選任方法です。管理者以外の構成団体の長のうちから管理者が選任します。

任期ですが、当該構成団体の長の任期とします。

(4)の報酬については検討中です。

14ページをごらんください。会計管理者についてです。

(1)の概要ですが、事務は一部事務組合の会計事務をつかさどります。身分は一般職員です。

(2)、選任方法です。組合の職員または構成団体の職員から管理者が任命します。

職員についてです。構成団体からの派遣職員と組合採用職員(プロパー職員)で構成します。

続いて、監査委員です。

(1)の概要です。事務につきましては、一部事務組合の事務の執行の監査等です。身分は特別職です。定数は2人。任期は、議員の任期または4年とします。選任についてですが、管理者が議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者のうちから1人及び議員のうちから1人を選任します。

(2)の報酬については検討中です。

(3)の監査の内容ですが、一般監査については財務監査、特別監査については住民の直接請求などです。その他としまして、決算審査、例月現金出納検査をいたします。



最後、公平委員会です。これは比企広域公平委員会に加入します。公平委員会の共同設置を想定として動いております。

続きまして、15ページをごらんください。経費の支弁の方法です。

(1)、組合の経費は、構成団体からの負担金、財産より生ずる収入、使用料、手数料、その他の収入をもって支弁します。

(2)、前項の規定によりがたい事由が生じたときは、議会の議決を経て別に負担割合を定めます。

課題としましては、構成団体の負担割合をどうするかです。現在、幹事会で協議しておりますが、負担割合を考える上で、今後どれぐらいの費用がかかるのかわからないと話が進みません。そこで、参考として構成8市町村からの持ち出し分、一般財源を算出した資料を添付しました。

16ページのA3の別紙資料①をごらんください。熱回収施設及び粗大ごみ処理施設の建設費用及び財源計画試算結果とあります。まず、これは平成26年7月10日に算出したものであること、それから施設整備構想に記載しました建設着工から完成までの当面3年間で踏まえたものであることをご了承ください。

表を見ていただきますと、4段に分かれています。まず、一番上の段をごらんください。熱回収施設、建設単価はトン当たり6,000万で想定したときの計算条件に基づいて試算した結果です。2段目が、同様に熱回収施設を1トン当たり建設単価4,700万の計算条件で試算した結果です。それから、3段目、これは粗大ごみ処理施設ですが、1トン当たり建設単価6,000万の計算条件で計算した結果です。一番下の段も同様に粗大ごみ処理施設の建設単価4,724万の計算条件で試算した結果になります。

それでは、左側の一番上の段をごらんください。星印がありまして、熱回収施設1トン当たりの建設単価6,000万となっています。その表の下に米印で、建設単価は新ごみ処理施設整備構想よりとあります。環境省のホームページで公開されていますデータベースから、私たちが現在つくろうとしている規模と同じ200トン、それから300トンの建設事例18施設を抽出しまして、その建設実績をもとにプラスアルファ、余裕を見込みまして設計しましたのが、1トン当たり6,000万という単価です。

計算条件の事業費をごらんください。建設単価6,000万としまして、施設規模228トン、これは災害廃棄物も見込んでいます。そうしますと、総事業費が6,000万掛ける228トンで136億8,000万円になります。では、この136億8,000万の財源、これをどう確保するかということですが、まずは国からの交付金で賄います。事業費のうち、交付金が2分の1交付される対象事業の割合が45%、それから3分の1交付される割合が40%と想定します。そうしますと、残りの15%が構成8市町村で持ち出す部分となります。

それから、起債の充当率ですが、交付金対象事業の90%賄います。うち、15%は財対債とありますが、これは財源対策債といいまして、地方財源の不足を補うための地方債の一種です。

続いて、交付金対象外です。交付金の対象にならない構成8市町村からの持ち出し分の75%を起債で賄うということです。その下に年度割とありまして、1年目、2年目、3年目とあります。現在の

施設整備構想のスケジュールでいきますと、1年目は平成30年度を想定していきまして、この年には事業の5%を進めるということになります。平成31年度には事業の50%を進めます。平成32年度には残りの45%を進めて、3年間で事業を完了することになります。

以上の想定をして計算をいたしますと、右側の試算結果の欄をごらんください。左上の項目のところをごらんいただきますと、事業費全体で136億8,000万になります。それ以降の1年目、2年目、3年目については、先ほど申し上げました5%、50%、45%と、その年に取り組む割合ごとに分けたものです。合計のところに戻って見ていただきますと、事業費全体では136億8,000万、その下に交付金2分の1の対象となる事業費の部分が136億8,000万の45%ですから、61億5,600万、それから交付金が3分の1対象となる事業費の部分が136億8,000万の40%ですから、54億7,200万ということになります。そうしますと、残りの15%が交付金の対象外ということになりますので、20億5,200万となります。

続きまして、交付金対象分の財源となります。交付金2分の1の欄にあります30億7,800万、これは上の段の事業費の中の交付金2分の1対象の欄に記載されております61億5,600万の2分の1です。交付金3分の1は18億2,400万、これは事業費の中の交付金3分の1対象の合計欄に記載されております54億7,200万の3分の1です。その下の起債ですが、交付金対象事業のうち、交付金で賄われない部分の9割を起債で対応いたします。その金額が60億5,330万になります。そのうち、財源対策債が10億880万になります。また、交付金対象事業のうち、交付金で賄われない部分の1割は、構成8市町村の一般財源持ち出し分として対応する必要があります。その分が6億7,270万となります。

そのほかに、交付金の対象外分の財源についても、財源を確保する必要があります。その財源についてですが、75%は起債で賄うことができます。それから、残った25%分については、やはり構成8市町村からの一般財源持ち出し分で確保する必要があります。

交付金対象分の財源、交付金の対象とならない事業の財源、これらを足したものが財源の合計となります。全体の事業費136億8,000万のうち、交付金で賄う分が49億200万、起債で賄う分が75億9,240万、一番下の一般財源として確保しなければならない分が、合計で11億8,560万になります。これを事業の進みぐあいに応じて一般財源を確保するということになると、1年目は5,930万円、2年目は5億9,280万円、3年目は5億3,350万円となります。

続いて、2段目の段をごらんください。これは熱回収施設1トン当たりの建設単価を4,700万として計算した表になります。左側の計算条件の下の米印にも記載しましたが、環境省ホームページ公開データベースから、1日当たり200トンから300トンの建設事例18施設のうち、これは予定価格を公表している14施設の予定価格単価の平均、これを使ってはじいたのが2段目の表になります。

交付金対象分の財源と、それから交付金対象外分の財源の説明につきましては、先ほど説明しました建設単価6,000万円の部分と考え方は同様ですので、詳細な説明は省かせていただきます。

2段目の試算結果の一番下をごらんください。一般財源の合計は9億2,880万となります。

3段目をごらんください。粗大ごみの処理施設でありまして、同様に同規模の建設実績の契約単価

に余裕を見込んで、1トン当たり6,000万ということを想定してはじき出しました。3段目の試算結果の事業費の項目をごらんください。全体で13億2,000万となります。そして、起債が8億190万、そしてそれ以外の分を一般財源、構成8市町村からの持ち出し分で確保しますので、1億10万になります。

一番下の表は、粗大ごみ処理施設の建設単価を1トン当たり4,724万としたものです。これは同規模の建設事例6施設の建設実績の平均です。建設結果表の一番下の財源の合計の一般財源をごらんください。合計で7,907万6,000円となります。

以上が現時点での試算となります。仮に1段目と3段目の熱回収施設と粗大ごみ処理施設を1トン当たり6,000万ということを踏まえまして、人口1人当たりの金額で算出いたしますと、1年目は約238円、2年目は約2,381円、3年目は2,143円となります。実際かかります費用は、この一般財源にプラスしまして起債の償還分、それから健康増進施設などの周辺施設建設費用も上乘せされますことをご了承ください。

それでは、また15ページのほうにお戻りください。8、その他です。規約の施行日についてですが、これは一部事務組合として事業をスタートすることも意味します。現在、4月1日、5月1日、7月1日を候補として幹事会にて検討中ではありますが、来年4月には先ほど申し上げましたとおり、埼玉県議会選挙、東松山市議会選挙、滑川町議会選挙、吉見町議会選挙があります。その点を十分考慮した上で、円滑なスタートが切れる日を調整いたします。

組合規約の検討状況についての報告は以上です。ありがとうございました。

○新井議長 どうもご苦労さまでした。

組合規約の骨子についての説明、それから焼却施設と粗大ごみ処理施設の試算を申し上げたわけですが、6,000万というのは、私の感触ではかなり豪華過ぎるのではないかと。実勢価格とすると、もっともっと安くなる。今の説明にあったとおり、熱回収施設と粗大ごみ処理施設の予定価格を公表しているところが4,700万ということですから、実勢価格はもっと安くなると思います。だから、安いほうが実勢に近いのでしょうか。

どうぞ。

○小野委員 これから、どこでも今皆さん建設の価格がいろいろ高騰している中で、公共工事で、2020年オリンピックあたりがちょうど一番佳境かなと思いますけれども、こういうごみ焼却施設も建設ですから、やっぱりそういう影響というのは受けると予想されるのでしょうか、どうなのでしょう。

○新井議長 事務局もなかなか答えにくい質問だと思いますけれども。

○小野委員 今、ちょっと雑ばくな話で、実際通常でいけば、こういう実勢価格は4,700万円、トン当たりということではいけそうかなと。そのときはそのときで、また時代の状況ということになるかとは思いますが、その辺参考になると。

○新井議長 オリンピックの建設がこれから始まってきますけれども、始まってくのに合わせて建

設をしないほうが得策なのだろうというふうに思いますよね。大体オリンピックが始まる直前まではやっていませんから、オリンピックの建設が大体でき上がったところに、建設にかかるぐらいの感じがいいのではないかなというふうに思いますけれども、そのころになれば、復興関係も大分落ちついてくるのではないかなという印象は持ちますけれども、またその辺はよく協議会で検討して進めていったほうがいいのではないかなというふうに思います。

○小野委員 こればかりは、なかなか誰もが予測はできない部分も多々あるかと思えますけれども。

○吉田委員 これは一種のプラント事業なのでしょう。プラントなのでしょう。普通の一般工事とは違って、ごみ処理施設とかというのは。

○新井議長 その辺どう。

○事務局 当然、建屋、入れ物の工事はありますけれども、やはり大きな割合を占めるのは、委員さん今お話しされたように、プラントが大きな割合を占めると思っております。

○小野委員 その辺は、また近隣の他市、いろんな状況を見ながら注視していったらというふうに思います。

○新井議長 では、そういうことで。

最近のわけなんですけれども、現在、吉見町は鴻巣市と北本市と一緒に中部環境で焼却をやっています。中部環境も大分老朽化が進んできまして、施設を新しくしなくてはならないということで、施設整備検討委員会というのを立ち上げたことがございます。これは今の想像でしかありませんけれども、そのときに試算したところでは、ある程度の施設に、ある程度の施設というのは、もし焼却規模が大きくなるような状況のところだと、トン当たり4,000万を切る、そういうスケールメリットがあるという試算はしたことがございます。そのぐらいが実勢価格ではないかなというふうに思っています。なるべく効率的で、しっかりとした施設で安価なものが一番いいわけです。

ほかに何かご質疑がございましたら、どうぞ。ご質疑でもご意見でも。

[発言する人なし]

○新井議長 それでは、これから検討していくということで、検討状況をお知らせしていきますけれども、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

○新井議長 ありがとうございます。

それでは、続いて報告第3号 平成26年度契約状況についてご報告をお願いします。

○事務局 山下と申します。よろしく申し上げます。着座にて失礼させていただきます。

資料17ページをお願いいたします。平成26年度の契約状況について、別紙のとおり報告します。

18ページをお願いいたします。大きく4本ございまして、まず初めに循環型社会形成推進地域計画策定業務委託でございます。これは、循環型社会形成推進交付金の交付を受けるための地域計画の策

定業務を委託するものでございます。委託業者は、さいたま市の株式会社日水コン埼玉事務所で、委託金額198万7,200円、契約年月日、平成26年5月15日、履行期間は同日から平成27年3月31日までで随意契約でございます。

続きまして、一般廃棄物処理熱回収施設等整備に係る技術支援業務委託でございます。これは、一般廃棄物処理熱回収施設整備事業について、事業を円滑に実施できるよう、専門的見地から技術的な助言を受けるため委託をするものです。委託業者は、川崎市の一般財団法人日本環境衛生センターで、委託金額374万7,600円、契約年月日が平成26年5月21日、履行期間は同日から平成27年3月31日までで随意契約でございます。

19ページをお願いします。例規整備支援業務委託でございます。これは、新たに設立される一部事務組合に必要な例規整備を行うため委託するものでございます。委託業者は、江東区の株式会社ぎょうせいで、委託金額271万5,120円、契約年月日、平成26年4月18日、履行期間は同日から平成27年3月31日までで随意契約でございます。

最後に、音声データ反訳業務委託でございます。これは、説明会等の議事録を作成するため、必要に応じて、その音声データの反訳を委託するものでございます。委託業者は、鴻巣市の株式会社会議録センターで、委託金額30分9,720円の単価契約でございます。契約年月日は、平成26年7月10日で、履行期間は同日から平成27年3月31日までで随意契約でございます。

以上でございます。

○新井議長 それでは、大きく4つの契約をさせてもらったわけですが、契約状況等、現在主となるこれらの仕事を進めていただいているという状況になります。

これについてご質問等ございましたら、どうぞ。

はい、どうぞ。

○小野委員 全部随契なのでございますけれども、やっぱりこういう特殊性というのはありますか。

○事務局 契約の形態が随意契約ということなのでございますけれども、特に左側の一番最初出てまいります地域計画の策定業務につきましては、昨年度ごみ処理基本計画を担当した業者でございまして、当然見積もりをほかの会社からもとったところ、安価でできるということ。それから、作業期間も短くて済むということ。それから、経験もあるということで、こちらの協議会の実情を最もよく熟知している、そういった点からして随意契約ということにさせていただきました。

ほかの内容につきましても、それぞれ見積書を取り、なおかつ実績等も調査した上でやらせていただいております。

以上です。

○新井議長 よろしいでしょうか。

○小野委員 はい。

○新井議長 これは、それぞれの契約が当初予算の範囲内で、当初予算で見込んだよりもかなり安く

できているのでしょうか。

○事務局 はい。

○新井議長 ほかにご質疑等ございましたら、どうぞ。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井議長 それでは、慎重なご審議をいただきましてありがとうございました。

用意した議題は以上でございますので、私の議長の役割を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。

それでは、5、その他に移らせていただきたいと思います。

その他として、皆様のほうから何かございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○司会 それでは、済みません。この場をおかりしまして、お手元に申し入れ書の送付についてということで、日本共産党埼玉西部地区吉見支部から出された申し入れ書のほうをご送付させていただいております。

新井会長、お願いいたします。

○新井会長 それでは、日本共産党埼玉西部地区吉見支部から申し入れ書に基づいての申し入れがありましたので、これについて報告をいたします。

今月の17日に関係の方々がおいでになって、私に提出がされました。この申し入れの中身につきましては、添付をいたしました申し入れ書のとおりでございます。申し入れの趣旨、それから申し入れの理由、申し入れ事項、この3点に分かれておまして、それぞれこういう申し入れがありましたということを報告させていただきます。

最初は、私がない時間帯においでになるというから、いる時間帯にぜひ来てくださいということで、直接お話を伺いまして、それで地域のため、それからより効率的な焼却処理、それから管内の財政状況のよりよい状況をつくるというふうな観点から、これは進めている事業だから、申し入れを受けながら、ぜひ理解をしてほしいということをお願いをいたしました。こういうことがございましたので、それを報告させていただきます。

○司会 ありがとうございました。

## 5 その他

○司会 次回の協議会の開催日につきましては、10月22日水曜日、午後2時から、吉見町役場3階の大集会室ということで、この会場ではなくてあちらの会場ということになります。また、ご案内は出しますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

## 6 閉 会

○司会 それでは、6の閉会に移りたいと思います。

閉会のご挨拶を小野市長よりお願いいたします。

○小野委員 それでは、長時間にわたりまして慎重なご審議、まことにご苦労さまでございました。

また、昨年新しいごみ処理施設等の、報告1号にございましたけれども、建設予定地が決定した以降、本当に吉見新井町長を筆頭に、町の職員さん、そしてまた協議会事務局、多くの皆様協力していただき、きめ細かく地権者を初めとする地元の皆さんに説明をしていただきまして、本当にありがとうございます。報告を見ますと、面談件数が地権者の方100%、そしてまた地域の皆様、面談が80.6、そして何回も訪問して留守ということで、不在連絡を添えての資料投函、文書投函ということで、これを合わせますと99.2%の方々にはしっかりとそうした直接説明をしていただき、本当にそのご苦労には敬意と感謝を表すところでございます。

今後、先ほどのご意見でございましたけれども、また周辺の皆様にはきめ細かな説明と、そしてまたご理解を得られるような、そうした対応をまた引き続き行っていただければ、大変ありがたいというふうに思います。そうした中で、一日も早く一部事務組合を組織して、そしてこの焼却施設を建設しまして、そして構成の各市町村が抱えているごみ行政の課題を一日も早く解決していきたいというふうに思いますので、今後とも皆様にはご協力のほどよろしくお願い申しあげまして、閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(閉会 午後3時15分)